

県南広域振興局長告示第36号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年3月31日

県南広域振興局長 菅原健司

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500869	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	これさぽヘルパーステーション	奥州市水沢太日通り二丁目1番20号	令和8年3月31日
0370901951	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	これさぽヘルパーステーション南	一関市宮前町14番7号 レクシア宮前1階107号室	〃
0371501206	特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンター	ヘルパーステーションあおば	奥州市水沢小石田55番地	〃
0370601692	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター北上西	北上市和賀町藤根16地割21 SUNハイツ藤光D棟101	〃